

県南広域振興局長告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年2月27日

県南広域振興局長 勝 部 修

監事

宮 川 正 志 花巻市石鳥谷町滝田第9地割32